

2020 年 4 月 28 日

お客さま各位

契約締結済の電子決済等代行業者の公表について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行では、2018 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、電子決済等代行業者との API 接続における契約内容の一部を順次公表いたしております。

契約締結済の電子決済等代行業者につきましては「電子決済等代行業者との契約内容」
<https://www.kyotobank.co.jp/api/agreement/api.html>
をご覧ください。

なお、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針や電子決済等代行業者に求める事項の基準等につきましては、「電子決済等代行業者との連携及び協働について」
<https://www.kyotobank.co.jp/api/cooperation/index.html>
に公表いたしております。

以 上